

## ねんきんネットの利用によるサービスを開始しました

平成27年4月から「ねんきんネット」によるご自身の年金加入記録や保険料の納付記録などの情報を役場で提供できるようになりました。

ねんきんネットは、ご自身の年金加入記録や保険料の納付状況などについて、最新の状況がいつでも確認することができる大変便利なサービスです。

このサービスを利用するには、パソコンやスマートフォン等のインターネットができる環境が必要なため、ご自宅にパソコンがない方や操作に不慣れな方などは、サービスを利用することができませんでした。

役場では、このような方々にもサービスを提供するために、ねんきんネットを利用した年金加入記録や保険料の納付状況に関する情報提供ができるようになりました。

これらの情報は、役場窓口での年金相談などの際に、申込みをすることにより、その場で印刷してお渡しすることができますのでご利用ください。

### 【サービスの内容】

#### (1) 対象者

国民年金・厚生年金などの加入者及び受給者。

ただし、旧法（昭和61年3月以前に決定された老齢年金・通算老齢年金）による年金受給者や共済年金（公務員・教員など）のみに加入している方など一部の方は、このサービスをご利用できません。

#### (2) 確認できること

- ・国民年金及び厚生年金の加入期間や保険料の納付状況（共済組合加入期間は除く）
- ・厚生年金や船員保険に加入していた時の標準報酬月額及び標準賞与額
- ・年金加入実績に応じた年金見込み額など

※これらの事項を確認することにより、年金記録の漏れがないかどうかの確認にも役立ちます。

### 【ご利用方法】

#### (1) 窓口で「ねんきんネット申込書」に必要事項を記入します。

##### ① ご本人が申込みする場合

##### 窓口に持参するもの

- ・本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなどの顔写真付き証明書）  
顔写真のない証明書については、保険証・年金手帳・証書等の2種類以上が必要）
- ・基礎年金番号または照会番号が分かるもの  
基礎年金番号 → 年金手帳、年金証書、納付書、年金振込通知書など  
照会番号 → ねんきん定期便などに記載されている12ケタの番号
- ・認印

##### ② 代理人が申込みする場合

##### 窓口に持参するもの

- ・委任状（委任者ご本人による署名・捺印が必要です）※委任状は窓口にあります。
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなどの顔写真付き証明書）  
顔写真のない証明書については、保険証・年金手帳・証書等の2種類以上が必要）
- ・委任者の基礎年金番号または照会番号が分かるもの  
基礎年金番号 → 年金手帳、年金証書、納付書、年金振込通知書など  
照会番号 → ねんきん定期便などに記載されている12ケタの番号
- ・代理人の認印

#### (2) その場で年金加入記録等を印刷してお渡しします。また、記録等の見方の説明やパンフレットもお渡しします。

### 【受付窓口】

場所：奥尻町役場 住民課 国保年金係

時間：平日 午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝日、年末年始閉庁期間は除く）

### ねんきんネットに関するお問い合わせ先

住民課国保年金係（☎：2-3406）または

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル（☎：0570-058-555）

◆ 相談窓口を開設しています ◆

～お気軽にご相談を～

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについての相談窓口を開設しています。

各関係機関と連絡をとりながら、適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

**と き** 毎週水曜日 午後1時～午後4時

**と ころ** 社会福祉協議会 相談室  
☎2-3591 FAX2-3927

お元気ですか社協です

奥尻町  
社会福祉  
協議会

平成26年度事業報告・決算、  
評議会（総会）で承認

5月27日開催された平成27年度第1回理事会・評議員会において、平成26年度事業報告・収支決算報告の審議が行われ、承認されました。  
会員及び町民皆さんから寄せられたご支援とご協力に対し、厚くお礼申し上げます。  
決算報告の概要についてお知らせします。

平成26年度資金収支決算の概要（経常活動収支）

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 費	494,800	訪 問 介 護 事 業 費	18,174,491
寄 附 金	102,530	地 域 福 祉 活 動 費	3,164,456
町 補 助 金	7,385,000	高 齢 ・ 障 害 者 等 福 祉 活 動 費	274,000
福 祉 事 業 受 託 料	1,931,379	ボ ラ ン テ ィ ア ・ 児 童 等 活 動 費	320,000
共 同 募 金 配 分 金	836,000	高 齢 者 等 支 援 費	271,705
介 護 保 険 報 酬 等	18,191,524	福 祉 資 金 貸 付 金	230,000
障 害 者 自 立 支 援 事 業 収 入	71,550	法 人 人 件 費 等	5,422,012
福 祉 資 金 貸 付 金 収 入	248,000	事 務 費	886,156
そ の 他	45,134	負 担 金	198,632
計	29,305,917	計	28,941,452
		資 金 収 支 差 額	364,465

ご厚志ありがとうございます

この度福祉活動に役立ててほしいと次の方からご寄附をいただきました。  
地域福祉事業に活用させていただきます。

明上千代音（字米岡）様……3万円

日本赤十字社の活動資金のご協力をお願いいたします



日本赤十字社の活動は、紛争や災害時における医療活動、物資活動など人道的活動や義援金の受付配分、救急法講習や、ボランティア活動、血液事業など様々な活動を行っています。

このような活動は、皆さんからの善意により支えられています。

本町の社資募集活動は、奥尻町赤十字奉仕団により行われており、昨年度は総額775,606円となり、全額北海道支部に送金しました。

日本赤十字社の活動にご理解の上、ご協力をお願いいたします。

日本赤十字社北海道支部 檜山地区奥尻町分区長 新村 卓 実

平成26年度 奥尻町赤十字奉仕団による募金収集活動実績

区 分	件 数	金 額
個人社資	500円未満	3件 1,106円
	500円	620件 310,000円
	1,000円	447件 447,000円
	2,000円	1件 2,000円
	小 計	1,071件 760,106円
法人社資	15件	15,500円
総 計	1,086件	775,606円

赤十字奉仕団に入団しませんか？

奥尻町赤十字奉仕団では、新規団員を募集しています。一緒に赤十字活動を行ってみませんか？

募集は随時行っておりますので、奥尻町分区（役場住民課福祉介護係）までお申し込みください。

奥尻町赤十字奉仕団  
委員長 神 崎 由美子



## ◆ 役場住民課 福祉介護係からのお知らせ ◆

### ～ 介護保険料が変わります ～

第6期奥尻町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）が策定され、介護保険料については3月の議会定例会において承認されました。

介護保険制度スタートの平成12年度から平成26年度（第5期）まで基準額は、月額2,800円で運営してきましたが、第6期計画中に提供される介護サービス費用に必要な介護保険料を試算した結果、65歳以上の方の保険料基準額は、月額3,700円（年額44,400円）となり、今後3年間適用されることとなります。

（各所得段階別の保険料は表のとおりです。）

高齢者の皆さまには、ご負担をおかけすることとなりますが、安定した介護サービスを確保するためやむを得ない結果となりました。今回の介護保険料改定につきましてご理解をお願いします。

（所得段階も6段階から9段階に変更になります。）

段 階	対 象 者	保険料の設定	年 額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.45	19,900円
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超～120万円以下	基準額×0.75	33,300円
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	基準額×0.75	33,300円
第4段階	・町民税課税世帯だが本人は非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.9	39,900円
第5段階	・町民税課税世帯だが本人は非課税で、第4段階に該当しない	基準額	44,400円
第6段階	・町民税課税世帯かつ本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	53,200円
第7段階	・町民税課税世帯かつ本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	57,700円
第8段階	・町民税課税世帯かつ本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	66,600円
第9段階	・町民税課税世帯かつ本人の合計所得金額が290万円以上	基準額×1.7	75,400円

※平成29年度は、第1段階0.45→0.3（年額13,300円）、第2段階0.75→0.5（年額22,200円）、第3段階0.75→0.7（年額31,000円）になる予定です。

## 平成27年度 「敬老のつどい」に関するお知らせ

町では毎年9月に「奥尻町敬老のつどい」を開催しています。

その中で金婚（結婚50周年）を迎えられるご夫妻に対して記念品を贈呈しています。

今年金婚を迎えられるご夫妻は、昭和40年1月1日～昭和40年12月31日の間に婚姻届を市区町村へ提出されたご夫妻です。

該当されるご夫妻は、お手数ですが保健福祉センター内住民課福祉介護係（電話2-3381）までご連絡くださるようお願い申し上げます。

なお、今年の「奥尻町敬老のつどい」開催日程等については下記のとおりです。

また、満75歳以上の方々には別途ご案内いたします。

日程：平成27年9月12日（土） 場所：奥尻町海洋研修センター

